

# フットライトの学校教育にみる 「宗教の自由」と「学習権」の調整のあり方

Ways to Accommodate Value Conflicts in Hutterite Public Schooling:  
Around “Religious Freedom” and “Rights to learn”

鵜 海 未祐子\*

UKAI, Miyuko

キーワード：①宗教マイノリティ ②フットライト ③宗教の自由  
④学習権 ⑤相互性

## 要旨

本稿は、多文化主義カナダの宗教マイノリティであるフットライトの学校教育に注目して、「宗教の自由」と「学習権」をめぐる価値対立が教育行政とのあいだで、どのように調整されてきているのかを明らかにして検討をすすめるものである。とくにフットライトの学校教育の独自の運営体制、教育方法・内容において、教育行政がめざす子どもたちの「学習権」保障と、フットライトが希望する「宗教の自由」実現との部分的で段階的な調整が、素朴な世俗主義や宗教主義のいずれにも還元されない形で、相互性のうえになされていることを確認する。

---

\* 駿河台大学スポーツ科学部／現代文化学部講師

## はじめに

カナダの宗教マイノリティに属する再洗礼派フッターライト (Hutterite) は、州を始めとする教育行政 (以下、教育行政と表記) との連携のもと、宗教と世俗の両立を図った独自の学校教育・制度を有している。とはいえ世俗と一線をひいた宗教共同体にくらす厳格な宗教マイノリティ全般にとって、教義にもとづいた独自の学校や教育の保持は、「宗教の自由」に依拠した共同体の再生産にかかわる重要事項である。公的な学校教育・制度化への圧力が宗教マイノリティにふりかかる場合、往々にして「宗教の自由」と「学習権」とのあいだで激しい葛藤が生じ、独自の宗教教育が保障される新しい土地への移動や、私立学校の設立を介した世俗からの撤退もおこなわれる。しかしフッターライトにおける公教育化は、比較的に過激な様相を呈すことなく、むしろ穏健な葛藤を伴う価値調整の過程であったと評されている<sup>1</sup>。

フッターライトに対する学校教育の公的要請には、強制就学法 (mandatory attendance law) の実施、より大規模な地域学校への通学、義務教育年限の延長、教育カリキュラムの標準化など、いわゆる画一的で世俗的な公立学校教育への統合が含まれる。むしろ、これらの教育的な要請は必ずしもフッターライトに限定されず、独自の分離教育を保持する傾向のある他の宗教マイノリティに対しても同様に行われる。それにまた、時代に応じて要請理由も様々である。戦前から戦後にかけては、国家統合に向けた同化政策の色合いが特に強まるものの、基本的には宗教マイノリティの子どもたちに対する世俗的な教育機会を伴う「学習権」の保障が目指される。しかし、先述のように「学習権」にかかわる学校教育的な要請と、宗教マイノリティ

<sup>1</sup> Janzen, W. (1990) *Limits on Liberty: The Experience of Mennonites, Hutterite, and Doukhobor Communities in Canada*, Toronto Buffalo London: University of Toronto Press, p. 142.

の「宗教の自由」に依拠した教育は、往々にして緊張・葛藤関係におちいりやすい。

本稿がフットライトに注目する理由は、かれらが教義と一体化した教育観を堅持しながらも、公的要請の受容可能性について、教育行政とのあいだで部分的で段階的な調整をつづけてきている手法にある。はたしてフットライトは、いかなる教育観に照らしながら公的要請のどの部分を受容ないし拒絶したうえで、どういった調整にこぎつけてきているのだろうか。その疑問を解くなかで、フットライトの学校教育をめぐる公的調整のあり方が明らかとなる。フットライトの学校教育・制度は、素朴な世俗主義や宗教主義のいずれにも還元されない点で、教育行政とのあいだで相互性（reciprocity）を実現していると言える。

本稿の構成は次のようになる。第1に、フットライトの学校教育史を簡単にふりかえったうえで、現代におけるフットライトの代表的な学校形態や運営体制、学校教育の諸特徴について分析をすすめる。第2に、第1に至る前提として、フットライトにおける公的な学校教育の受容理由について整理する。第3に、フットライトにおける学校教育をめぐる「宗教の自由」と「学習権」をめぐる価値対立・調整のあり方を明らかにして、フットライトと教育行政にとっての相互的な意義を論じる。

## 1 フットライトの学校教育

### 1-1 教育制度

フットライトの学校教育の始まりは近代当初にさかのぼる。16世紀から17世紀にかけてその先駆的な学校教育は、近代公教育の父と称されるコメニウスに影響を与えたほど当時の東ヨーロッパで評判を集めていたとされる。19世紀の前半には、フットライト共同体が経済的・社会的・地理的事象により存続危機に陥ったため、いったん教育への関心も弱まり低迷の時

期に入ったものの、19世紀後半には、居住地のウクライナや北アメリカにおいて、メノナイト派の教員を介して教育の再生にむかった。フッターライトをふくむ宗教マイノリティの教育が公立学校化の圧力に直面するのは20世紀の初め、強制就学法が各州で施行され、大学を卒業した州の教員免許を有する教員雇用が義務づけられた頃からである。もともと高等教育に消極的で教員免許を有する人材に不足していたフッターライトにも、事実上の公立学校を受容化の波が押し寄せたのだった<sup>2</sup>。

カナダにおけるフッターライトの学校教育は、各州の法制度や、各コロニーの進歩性・保守性といった文化的特性の違いを反映するものの<sup>3</sup>、基本形として次のような共通性がある。たとえばフッターライトの公立学校の独自性は、2側面での連携体制にみられる。第1にフッターライト運営のドイツ語学校（German School）と世俗の英語学校（English School）、第2に教育行政とフッターライトとの連携性である。

第1に関して、フッターライトによる公立学校を受容形態は、コロニー内におけるフッターライト用の世俗の英語学校として具現化された。そして英語学校の前後には1時間ほどフッターライトの運営によるドイツ語学校が同じ場所で開かれきた。この英語学校の独自性は、ドイツ語学校との密接な関係性に由来する。ドイツ語学校は、日曜学校や休暇中も開かれており、実質的にフッターライト宗教共同体の再生産に向けた教育の根幹をなしてきた<sup>4</sup>。

<sup>2</sup> Janzen, R. & Stanton, M. (2010) *The Hutterites in North America*, Baltimore: The Johns Hopkins University Press, Kindle.

<sup>3</sup> Kraybill, D. B. & Bowman, C. D. (2001) *On the Backroad to Heaven: Old Order Hutterites, Mennonites, Amish, and Brethren*, Baltimore & London: The Johns Hopkins University Press, p. 286, footnote 41. ; Ingoldsby, B. B. (2001) 'The Hutterite Family in Transition,' *Journal of Comparative Family Studies* (32-3), p. 381. フッターライトには、進歩的なシュミドロイト（Schmiedeleut）、少し進歩的なダリウスロイト（Dariusleut）、保守的なリアロイト（Lehereleut）が含まれる。

<sup>4</sup> Satterlee, J. (1993) 'The Hutterites: A Study in Cultural Diversity,' *Research Bulletins of the South Dakota Agricultural Experiment Station* (1887-2011) 717, pp. 12-14. フッターライ

ドイツ語学校では、フットライトの男性教員がドイツ語と教義等を教えるが、子供たちの共同体における生活全般を規律に照らして監督する大きな権限も有している。実際のところ「この役割は、フットライトの教化や社会化の過程において中心的な役割と考えられ、今日においてコロニー内でおおいに価値づけられた地位を占めており、その多くがのちに（コロニーでトップの長老に次ぐ地位である：筆者による補足）聖職者（minister）に選出される」ほど子どもたちの「ロール・モデル」を担っている<sup>5</sup>。

英語学校では、免許を有するコロニー外の教員が、学びの基本である読み・書き・算数・科学等を英語で教えている。また社会科で世俗についても伝えている。授業中には、教室の前方でコロニーの長老が授業と教義の両立を確認するため参観することが許されている。英語学校の教員は、教授内容や方法について、宗教共同体の価値や規則に抵触しないよう事前にドイツ語学校の教員と相談する必要がある。ドイツ語学校の教員も、英語学校の教員が共同体になじめるように、子どもたちや保護者との関係づくり全般をサポートする。英語学校教員には、そのほかにもメンターや教育アシスタントや補助教員などがつく。このように、フットライトの公立学校である英語学校は、実際のところドイツ語学校教員やコロニー長老との密接な連携のもと教育実践に入るのである<sup>6</sup>。

ここでアルバータ州教員組合が発行する教員ガイドを参照すると、世俗的な公立学校とは若干異なる英語学校の独自性がいっそう明らかとなる。とりわけ、先輩教員から新しい英語学校教員への助言として、フットライト共同体への丁寧な尊重や配慮の姿勢が必要であることが次のように打ち

---

トの教育は、コロニー内の幼稚園、ドイツ語学校、英語学校、日曜学校において3歳から洗礼まで最大20年間にわたりおこなわれる。

<sup>5</sup> Kats, Y. & Lehr, J. (2012) *Inside the Ark: The Hutterite in Canada and the United States*, CPRC Press: University of Regina Press, p.123. ; *Ibid.*, p. 8.

<sup>6</sup> The Alberta Teachers' Association. (2018) *A Guide for Teachers New to Hutterian Colony Schools*, Alberta Teachers' Association, pp. 19-21. ; Satterlee, J. *op. cit.*, pp. 12-14.

出されている。たとえば、コロニーにおいて「事前に許可を得るより、後でゆるしてもらおう」という諺は絶対に通用しないこと。保護者との接触、教授内容、ドレスコード、行事や祝日の設定、教育計画・不作為などの許容範囲については、ドイツ語学校の教員に相談を要すること。教育計画は家業の手伝いなどコロニーの都合を優先して微調整やオルタナティブの用意など柔軟な対応をとること。英語学校の教員はコロニーのゲストである自覚を持ち、宗教的信仰への言及や判断は控えること。世俗の受容度がコロニーごとに異なる点に注意を払うこと。実際のところ、こうした助言の数々を守れない教員は、フッターライト英語学校の教員を続けることは難しい<sup>7</sup>。

第2に関して、英語学校の運営体制をめぐる行財政的な役割分担がある。フッターライトは、土地の準備、学校の建設・維持を担う<sup>8</sup>。教育行政は、免許を有する教員の派遣、教員給与、学校備品を担う。この財政面にかかわる連携体制は、一方のフッターライトにとっては、宗教共同体の価値や規則のもと、オン・コロニーの学校を維持し、世俗的な教育実践の確認を可能にする。他方の教育行政にとっては、宗教マイノリティの分離ではなく、教育カリキュラムの管理を実現する。このように行財政的な連携体制や役割分担は、現実路線で相互的な関係に結びついている。

## 1-2 教育内容・方法

フッターライトの教育内容の独自性は、教育目標・カリキュラムをめぐる聖俗の線に沿って明瞭になる。たとえば教育目標の決定的な違いは、自由の捉え方にあらわれる。フッターライトの教育目標は、個人よりも「共同体の自由」におかれる一方、世俗の教育目標は「個人の自由」が共同体に比

<sup>7</sup> The Alberta Teachers' Association. *op. cit.*, pp. 1-22.

<sup>8</sup> Sanders, D. E. (1964) 'The Hutterites: A Case Study in Minority Rights,' *The Canadian Bar Review* (XLII), p. 239. ; Satterlee, J. *op. cit.*, p. 14.

して優先される。フットライトの教育は共同生活の維持に必要な謙虚や従順や均質の育成に重きをおくが、世俗の教育は自律や批判的・合理的思考や個性の育成をめざす。つまり、個の尊重／埋没という点で両者の教育目標には大きな隔りがある。加えて、フットライトにおいては、宗教教育を支える範囲で世俗教育が容認される。世俗教育の学問的知識や技術が重視されるのは、あくまで共同体の生活に資する実用的な学問に限ってのことであり、抽象的な知識の習得は心身の統一を阻害するものとして忌避される<sup>9</sup>。

教育カリキュラムの特色は、フットライトの意思を尊重して、彼らの教義に反する世俗的な内容を一部削除している点である。代表的な削除項目には、性教育（エイズ、リプロダクション、性的発達・多様性）、進化生物学、体育のダンスや宙返りなどがあげられる<sup>10</sup>。逆に世俗教育では近年に削除される傾向にあるが、フットライト教育では依然として重視されるのは、性別役割分業に関するジェンダー教育である。一例をあげると、学齢期の女子は掃除・ベビーシッティング・洗濯の方法を習得するのに対して、男子はガーデニング・納屋の手伝い・学校のゴミ収集の方法を習得する<sup>11</sup>。

教育方法の独自性は3つ指摘できる。第1に、テープレコーダー・プロジェクター・テレビ・ラジオ・映画・楽器などの視聴覚機器もまた、宗教上の理由で使用できない点にある。しかし進歩的なシュミドロイトにおいて視聴覚機器の使用が部分的に認められるなど変化も生じてきている<sup>12</sup>。

第2に、共同体内で15歳になる前の子どもに対する体罰という教育方法が公然と容認されてきた。「フットライトは、彼らが思い描く人格像を社

<sup>9</sup> Janzen, W. *op. cit.*, pp. 142-161.

<sup>10</sup> Janzen, R. & Stanton, M. *op. cit.*, Kindle. ; The Alberta Teachers' Association. *op. cit.*, p. 17.

<sup>11</sup> The Alberta Teachers' Association. *op. cit.*, p. 11.

<sup>12</sup> Janzen, R. & Stanton, M. *op. cit.*, Kindle.

会化する手段として、愛のみでは不十分であるという事実にも自覚的である。子どもへの体罰は、やがて知識や理性が身につくまで、人の肉欲的な性質やその動物的欲求や願望を抑圧する手段としてみられる<sup>13</sup>」。もっとも近年には、革ひもを使う体罰以外の体罰は減少傾向にあるが、2019年には長年にわたり子供たちに体罰を加えてきたドイツ語学校教員の裁判も起きている<sup>14</sup>。

第3に、これはフットライトに限らず、厳格な宗教マイノリティ全般に言えるが、義務教育年限に関する考え方にも独自性をもつ。フットライトの場合、基本的に5歳から15歳を学齢期とみなしているが、各州は義務教育年限を延長する傾向にある。たとえば、2006年にはオンタリオ州ならびに2011年にはマニトバ州で16歳から18歳に、また2001年にはアルバータ州で16歳から17歳に、それぞれ義務教育年限が引き上げられた。もっとも、就学に準じる機会や宗教上の理由やホームスクーリング等による免除規定もあり、その運用実態は地域ごとに異なる<sup>15</sup>。

ここまでのところ、フットライトの学校教育・制度の独自性について分析をすすめてきた。フットライトの公立学校では、共同体の宗教的な価値に抵触しない範囲で教育行政・内容・方法の微調整が加えられている。次節では、現在に至るまで、なぜフットライトが公的な学校教育を基本的に受容する反面、どの部分を拒絶して、いかなる調整が図られているのかに

<sup>13</sup> Peter, K. M. (1987) *The Dynamics of Hutterite Society: An Analytical Approach*, Edmonton: The University of Alberta Press, p. 115.

<sup>14</sup> Grant, M. (2019) 'Hutterite Teacher Won't See Jail after Admitting to Decade of Assaulting Children with Weapons,' *CBC News*, May 07, <https://www.cbc.ca/news/canada/calgary/pincher-creekhutterite-colony-teacher-guilty-assault-weapon-1.5126980> 閲覧日 2021年2月1日; Canadian Press. (2019) 'Lighters, Straps, Branches Used to Punish Hutterite Colony Students, Court Told,' *Calgary Sun*, May 08, <http://calgarysun.com/news/crime> 閲覧日 2021年2月1日; Ingoldsby, B. B., *op. cit.*, pp. 377-392.; Ingoldsby, B. B. & Smith, S. R. (2005) 'Public School Teacher Perspectives on the Contemporary Hutterite Family,' *Journal of Comparative Family Studies* (36-2), pp. 249-265.

<sup>15</sup> 橋本昭彦 (2016) 「カナダの義務教育年限延長政策—現況と政策的背景—」『国立教育政策研究所紀要』(145) pp. 1-15.



ついて分析を加えてゆく。

## 2 学校教育を受容する理由

フットライトは学校教育をめぐる公的要請を部分的に受容してきている。その結果、宗教マイノリティ全般の要望と言えるオン・コロニー学校や宗教教育を維持しつつも、公立化を果たし、教育制度の継続性を介した宗教共同体の再生産を実現している。フットライトはなぜ公的な学校教育の受容を選んだのだろうか。その理由は次の6つに整理できる。

第1に、フットライトの教義である「非抵抗」(non-resistance)が公的要請への穏健な対応を裏付けた点である。「非抵抗」とは、第1次・第2次世界大戦で見られたフットライトの良心的兵役拒否に端を発するが、ここでは学校教育をめぐる過激なコンフリクトに発展するのを避けたという意味合いが含まれる<sup>16</sup>。

第2に、時代や状況の制約を受けた現実的な理由である。フットライトの場合「公立学校の受容を希望したのは、(差別が激しくなったアメリカからの移住という：筆者による補足)差し迫った状況の緊急性に由来するのみならず、カナダに移住する前の約20年間にもフットライトが部分的にアメリカの公立学校を、朝夕週末の宗教・ドイツ語教授で補う形で受け入れてきた事実による<sup>17</sup>」。

第3に、フットライトによる税金の支払い状況による。しばしば誤解されるけれども、しかし「フットライトは所得税を支払っている。それから、たとえ州の学校税をはらっていても、自分たちの学校建築を自分たちで賄っている。また1961年以来、宗教を理由とした税額控除も受けてこなかっ

<sup>16</sup> Peters, V. (1965) *All Things Common: The Hutterian Way of Life*, Minneapolis: The University of Minnesota Press, 例えば p. 138.

<sup>17</sup> Janzen, W. *op. cit.*, p. 144.

た<sup>18</sup>」。それにもかかわらず、もし私立学校ということになれば、税の二重払いという不公正が生じてしまうのである。

第4に、宗教共同体の経済的な存続を目的とした世俗教育の重視である<sup>19</sup>。

第5に、第4と関連してシティズンシップ教育の重視である。つまり、「フッターライトが公立学校やそのカリキュラムの採用を望むのは、同化目的ではなく、現代世界で彼らの文化を保存するために公的な話し合いの規則を学ぶ必要があるから<sup>20</sup>」だとされる。

第6に、フッターライトの共同体に依拠した制度構造に由来する。フッターライトは均質な共同体を単位として活動するため、個人・家族単位で表面化しやすい意見の不一致が見えづらい。もともと年齢区分に基づき、一定の教育制度を共同体単位で有していたフッターライトにとって、学校教育をめぐる公的要請の取捨選択・判断理由もまとまりやすく、教育行政との話し合いの素地があるていど用意できていた面もある<sup>21</sup>。

以上のようにフッターライトによる学校教育の受容は、独自の政治的・歴史的・制度的・経済的・文化的な諸要因がいくえにも組み合わせさり、それが深刻なコンフリクトの回避につながったと考えられるのである。

<sup>18</sup> The Alberta Teachers' Association. *op. cit.*, p. 12.

<sup>19</sup> Ryan, J. (1972) 'The Agricultural Operations of Manitoba Hutterite Colonies,' *A Thesis Presented to the Development of Geography McGill University*, In Partial Fulfillment of the Requirements for the Degree Doctor of Philosophy, 例えば p. 109.

<sup>20</sup> Richter, C. (1996) 'Separation and Equality: An Argument for Religious Schools within the Public System,' *Ottawa Law Review* (28-1), p. 33.

<sup>21</sup> Hostetler, J. A. (1970) 'Socialization and Adaptations to Public Schooling: The Hutterian Brethren and the Old Order Amish,' *A Sociological Quarterly* (11-2), 例えば p. 202.

### 3 フットライトにおける学校教育をめぐる価値対立と調整

基本的には公的な学校教育を受容するフットライトだが、「宗教の自由」をめぐり、公的要請に係る「学習権」とのあいだで価値対立も抱えている。

#### 3-1 オン・コロニーの公立学校

第1に、オン・コロニーの学校問題である。かねてよりフットライトは、コロニー内の学校を要望してきた。それは裏を返すと、より大きな地域学校への通学・統合教育への要請、すなわち多文化教育をめぐる学習権保障の拒絶も意味する。たとえば1960年代のサスカチュワン州の事例によれば、ある地域の学区（School Unit）が州教育省による説得にもかかわらず、オン・コロニー学校のコスト負担増を理由に、同学校の提供をことわった。それを受けてフットライトは、当該地域への移住にあたり州の閣僚や教育委員会の保証を得ていることを伝えたものの、学区の判断をくつがえすことができなかった。結局のところ、フットライトが選択したのは、近くの公立学校への通学という学区区案ではなく、フットライトの監督下で州政府公認の通信コースを受講するという道だった<sup>22</sup>。

フットライトがオン・コロニーの学校を要望する理由は、先述のように、ドイツ語学校と英語学校の一体的風土の醸成に努め、お手伝いなど共同体の生活と学校参加の連続性を重視しているからである。それでは、なぜ私立学校の設置という代替でもないのかというと、税金を納めているからである<sup>23</sup>。「フットライトは、納税者として地方政府による補助を得た学校へ

<sup>22</sup> Janzen, W. *op. cit.*, p. 159.

<sup>23</sup> Janzen, R. & Stanton, M. *op. cit.*, Kindle. 近年にフットライトが私立学校化に否定的であることを示す典型例がある。アルバータ州のリバーサイド・コロニー（Riverside Colony）では、世俗の地域学校への統合を回避するため、ダリウスレイトが2003年に私立学校を設立するも、結局のところ2006年に閉校した。田舎の学区が、生徒数の不足からフットライトを歓迎していた中で、他のフットライト・コロニーから3つの批判を招いたからである。第1に、私立学校の設立によって、地

の権利を有すると主張する。彼らはこうも言う。自分たちの学校は、『私立 (private)』学校ではなく、むしろ準公立学校 (quasi-public school) である。コロニー内の子どもの数も学校設置基準をクリアしている<sup>24</sup>』。フッターライトによるオン・コロニー学校論は、義務教育年限の延長や高校の設置・義務化に拒絶する要因でもある。

しかしながら、このようなオフ・コロニー学校に対する拒絶は、フッターライトによる部分的な調整とセットで考える必要がある。フッターライトにおいては、学校教育をめぐる公的要請に対して、他の宗教マイノリティにみられる居住地の移動、私立学校への撤退を通じた全否定、あるいは地域学校への統合受忍といったオール・オア・ノッシングの傾向があまりみられない。その代わりにフッターライトの教義に照らして、世俗に対する部分的な受容と拒絶を表明する。オフ・コロニー学校に対する拒絶は、州カリキュラムの使用や世俗の免許教員の雇用<sup>25</sup>や英語授業の実施など他のルートで部分調整の余地を図る。また、納税に加えて学校建築物などの部分的な財政も支払うので、宗教教育の付設をいっそう容認されやすい。

---

域の政治家との関係悪化と他のフッターライトへの余波が懸念されたこと。第2に、私立学校では無免許の教員を雇用することになり、教育水準の低下が懸念されたこと。第3に、税金を支払っており、生徒数もオン・コロニー学校設置の条件をクリアできていたこと。ここからは、フッターライトが税金以外にも、社会関係の形成と子どもたちの教育水準の保障において、世俗に協力的であることが示唆される。

<sup>24</sup> Satterlee, J. *op. cit.*, p.13.

<sup>25</sup> Hostetler, J. A. (1997) *Hutterite Society*, Baltimore and London: The Johns Hopkins University Press, p. 261. ; Janzen, R. & Stanton, M. *op. cit.*, Kindle. 外部の教員雇用に限定するか否か、フッターライト内で見解が二分している。一方の長老世代や保守コロニーでは、英語学校のフッターライト教員養成に消極的である。彼らは聖俗の境界線や権威の非対称を維持するため、むしろ英語学校教員の世俗性を重視する。その背景には、かつて大学に送り込んだフッターライトがコロニーに戻らなかった前例も念頭に置かれている。他方の若い世代や進歩的なコロニーでは、希望する場合には高校や大学への進学も容認し、英語学校のフッターライト教員養成も肯定的に見ている。たとえばマニトバ州のブランドン大学では、フッターライトの教員養成プログラム BUHEP (Brandon University Hutterian Education Program) が設置されており、1994年から2004年にかけて約100名の男女が修了している。それは、外部の英語学校教員から子どもたちへの世俗的な影響を懸念してのことである。

### 3-2 教育内容

1-2で述べたように、フットライトの英語学校は、教育カリキュラムを基本的に受容しつつも、宗教共同体の価値やルールに抵触するテーマを部分的に削除して対応している。フットライトが世俗教育の導入にあたり懸念するのは、聖俗の価値対立に関わって「子どもたちに戦争への関与を要求する愛国主義、もしくは強欲や物質主義や集団からの離脱につながる私的所有権<sup>26</sup>」、そのほか軍国主義、個人主義、競争心、反抗的思考や行為、成績優秀であることなどの世俗的な諸価値が促される可能性である<sup>27</sup>。

近年に論争的な社会問題の取り扱いにおいても、英語学校教員はドイツ語学校教員や聖職者との連携のもと、教義に反しないよう注意を払っている。例えば、性教育や保健にかかわるエイズ、リプロダクション、性の発達・多様性、ジェンダー平等、レイプ、薬物、暴力などの言及を含むテキストの使用が避けられている。もっとも、これらのテーマの教材化や教育方法は、世俗においても論争的な状況にあり、地域の民主的な意思決定に左右される傾向がある<sup>28</sup>。

しかし教育内容や方法をめぐる公的要請に対しても、フットライトは決して全否定をしない。たとえば世俗との調整回路として、教えられる教育内容の範囲に変化が見られるコロニーもある。科学的思考の育成や世界観の予測、実験、テレビ会議、コンピューターの導入など経済的貢献に結びつく教材や内容の幅が広がりつつある<sup>29</sup>。また教育年限の延長にもかかわるが、とくに進歩的なコロニーでは、経済的貢献に連なる技術の高度化を念頭に置き、高校や大学への進学を許容する部分的な動きも出始めている。このように、教育内容や方法においても、聖俗の対立に終始せず、部分的

<sup>26</sup> Sanders, D. E. *op. cit.*, p. 240.

<sup>27</sup> Janzen, R. & Stanton, M. *op. cit.*, Kindle.

<sup>28</sup> *Ibid.*; Kraybill, D. B. & Bowman, C. D. *op. cit.*, p. 43.

<sup>29</sup> Kraybill, D. B. & Bowman, C. D. *op. cit.*, pp. 43-44.

に拒絶する反面、受容の範囲を広げ段階的な調整をくわえ変化するフッタライトと、教義に反する価値教育の運用をめくり、比較的柔軟な教育行政との慎重なやりとりが確認できる。

## まとめ

以上みてきたように、公的な学校教育をめぐるフッタライトの事例から、相互性に依拠した部分的で段階的な調整を意義づけることができる。つまり、フッタライトの部分的な受容と拒絶、そして段階的な調整は、社会全体にとって現実的な次善策となる。オール・オア・ノッシングの公教育要請は、世俗的な価値を部分的に拒絶する宗教マイノリティにとって、世俗からの撤退や隔離を選択する契機となりうる。しかしフッタライトは、公的な学校教育の受容がもたらす経済水準の保障や社会関係の良好が、宗教共同体の存続に不可欠であると考えていた。教育行政もまた、宗教マイノリティの教育機会を保障するカリキュラムの管理を優先し、教義に反する価値教育に関しては必ずしも厳格ではなくむしろ柔軟に対応していた。そのことは、「宗教マイノリティと公教育とのつながり」を維持するという意味で、子どもの「学習権」の保障や拡大を目指す教育行政にとっても意義がある。

もっとも、聖俗間の開かれた相互性は前提条件であり、今後も中心的な課題のひとつとなり続ける。フッタライトと教育行政が引いてきた受容／拒絶の境界線は、時代や社会の変化に応じて修正の余地が出てくるはずである。その課題論拠には、たとえば教育内容の部分的な削除と義務教育年限の延長免除に関連して、公立学校一般において法定化しつつある性の多様性をめぐる児童・生徒（以下、生徒と表記）の権利保障の問題をあげることができる。

当該生徒が、性の多様性を罪とみなす宗教共同体の価値に抑圧される可

能性がある<sup>30</sup>。高校段階や地域学校では、性教育や宗教倫理の科目において、性の多様性の合法性ないし違法性、さらには他の宗教における性の多様性の無罪性に触れる可能性が高くなる<sup>31</sup>。そうした学習機会の提供は、性的な抑圧や差別などの危機に直面する生徒に対して、将来に向けたセーフティネットとなり、本人が望む場合には、所属する宗教共同体からの「形式的」をこえて「実質的」な離脱の権利を保障できる。このことは、ジェンダー再生産を抑圧的と感じる生徒に対しても言える。宗教マイノリティ集団内のさらなるマイノリティ個人の開放的な「学習権」をめぐる保障といった課題は依然として残されており、フットライトにおける公立学校教育の境界線を再設定しつづける相互性が引き続き要請されるのである。

### 【付記】

本研究は、金城学院大学キリスト教文化研究所の活動補助（共同研究代表丹羽卓「後期近代から見るフットライトの近代性」、山本健人「カナダにおけるフットライトの信教の自由—法多元主義と宗教制度主義の観点から」）、JSPS 科研費JP19K14104、JP20H01638の助成による研究成果の一部である。

<sup>30</sup> Wipf, P. (2017) 'Dariusleut Elders Response to LGBT,' April03, [www.hutterites.org/beliefs/3758](http://www.hutterites.org/beliefs/3758) 閲覧日 2021年 2月 1日

<sup>31</sup> Lester, A. (2006) 'The Rights to Reasonable Exit and a Religious Education for Moderate Autonomy,' *The Review of Politics* (68-4), p. 634.